

## 愛称 NO.1 ピクテ日本ナンバーワン・ファンド(毎月決算実績分配型)

追加型投信/国内/株式 [設定日: 2009年1月30日]

「投資リスク」の項目も必ずお読みください。

- 1 主にわが国のナンバーワン企業の株式に投資します
- 2 毎月決算を行い、収益分配方針に基づき分配を行います

(分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。)

※ファミリーファンド方式で運用を行います。※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

## Info – ファンドの基本情報

### ファンドの現況

|       | 26年05月末 | 26年06月末 | 前月末比 |
|-------|---------|---------|------|
| 基準価額  | 14,565円 | 14,619円 | +54円 |
| 純資産総額 | 96億円    | 100億円   | +4億円 |

### ファンドの騰落率

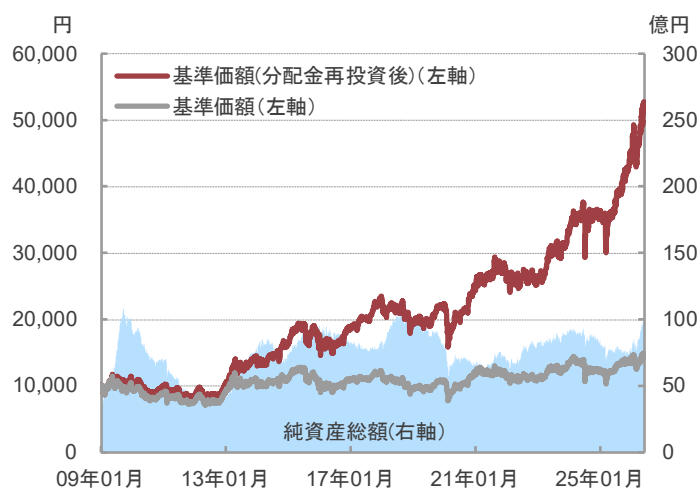
| 1ヵ月   | 3ヵ月    | 6ヵ月    | 1年     | 3年     | 設定来     |
|-------|--------|--------|--------|--------|---------|
| 1.28% | 20.02% | 21.39% | 42.28% | 70.03% | 419.78% |

### 分配金実績(1万口あたり、税引前)

| 決算期   | 26年04月20日 | 26年05月20日 | 26年06月22日 | 設定来累計   |
|-------|-----------|-----------|-----------|---------|
| 分配金実績 | 185円      | 135円      | 135円      | 14,955円 |
| 基準価額  | 13,503円   | 13,638円   | 14,831円   | —       |

※基準価額は、各決算期末値(分配金落ち後)です。あくまでも過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。また、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

### 設定来の推移



## Portfolio – ポートフォリオの状況

### 資産別構成比

| 資産名          | 構成比    |
|--------------|--------|
| 株式           | 98.4%  |
| コール・ローン等、その他 | 1.6%   |
| 合計           | 100.0% |

### 業種別構成比

| 業種名          | 構成比    |
|--------------|--------|
| 1 電気機器       | 23.4%  |
| 2 機械         | 12.4%  |
| 3 化学         | 11.0%  |
| 4 銀行業        | 6.2%   |
| 5 サービス業      | 5.4%   |
| その他の業種       | 40.0%  |
| コール・ローン等、その他 | 1.6%   |
| 合計           | 100.0% |

各項目の注意点 [ファンドの現況][設定来の推移]基準価額は信託報酬等控除後です。信託報酬率は「手続・手数料等」の「ファンドの費用」をご覧ください。純資産総額およびその前月末比は、1億円未満を切り捨てて表示しています。基準価額(分配金再投資後)は、購入時手数料等を考慮せず、税引前分配金を再投資した場合の評価額を表します。[ファンドの騰落率]各月最終営業日ベース。ファンドの騰落率は、税引前分配金を再投資して計算しています。

◆構成比は実質比率(マザーファンドの組入比率×マザーファンドにおける当該資産の組入比率)です。株式への投資と同様な効果を有する証券がある場合、株式に含めています。構成比は四捨五入して表示しているため、それを用いて計算すると誤差が生じる場合があります。業種は東証33業種分類で分類・表示しています。表で示した組入上位銘柄は、特定の銘柄の勧誘や売買の推奨等を目的としたものではなく、その価格動向を示唆するものではありません。

◆当資料における実績は、税金控除前であり、実際の投資者利回りとは異なります。また、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

## Portfolio — ポートフォリオの状況

| 組入上位10銘柄            |        |                                                                                 | 組入銘柄数 | 55銘柄 |
|---------------------|--------|---------------------------------------------------------------------------------|-------|------|
| 銘柄名                 | 業種名    | 銘柄解説                                                                            | 構成比   |      |
| 1 三菱UFJフィナンシャル・グループ | 銀行業    | 金融グループ国内NO.1。傘下に三菱UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行、三菱UFJモルガン・スタンレー証券など。海外展開に積極的。                 | 4.4%  |      |
| 2 東京エレクトロン          | 電気機器   | 半導体製造装置で国内NO.1、世界第3位。様々なプロセスに対応する幅広いラインナップを有し、半導体製造装置市場の中期的な拡大の恩恵享受。            | 3.2%  |      |
| 3 トヨタ自動車            | 輸送用機器  | 自動車で世界NO.1。ダイハツ、日野自動車を傘下に持つほか、SUBARU、いすゞ自動車、スズキ、マツダに出資。需要好調なハイブリッド車(HEV)で競争優位。  | 2.7%  |      |
| 4 オリックス             | その他金融業 | 国内外で事業展開する金融コングロマリットで、総合リース国内NO.1。効率的に分散された事業ポートフォリオを持ち、収益性は高い。                 | 2.4%  |      |
| 5 リクルートホールディングス     | サービス業  | 人材サービス、マーケティング支援の国内NO.1。求人専門検索エンジンのIndeedがグローバルで拡大。                             | 2.4%  |      |
| 6 村田製作所             | 電気機器   | 積層セラミックコンデンサー(MLCC)で世界NO.1。高単価な人工知能(AIサーバー)向けが高成長。自動運転やEV(電気自動車)市場拡大から車載向けにも期待。 | 2.2%  |      |
| 7 住友電気工業            | 非鉄金属   | 電線で国内NO.1。自動車用ワイヤーハーネスに加え、電力ケーブルの高圧直流ケーブル、海底ケーブル用光ファイバーなど世界トップ・トップクラスの製品多数。     | 2.0%  |      |
| 8 栗田工業              | 機械     | 工業用水処理装置・薬品の国内NO.1。超純水供給事業を始めとするサービス事業が業績をけん引。                                  | 2.0%  |      |
| 9 ファナック             | 電気機器   | 工作機械用NC(数値制御)装置の世界NO.1。自社製NC装置を活用した産業用ロボットが省力化ニーズを背景に高成長。                       | 2.0%  |      |
| 10 キーエンス            | 電気機器   | センサーをはじめとする計測・制御機器で国内NO.1。生産現場の自動化、生産性向上に貢献する高付加価値製品を積極投入し事業領域を拡大。              | 2.0%  |      |

### コメント

#### [市場概況]

6月の日本株式市場は、米ハイテク株高とAI(人工知能)・半導体関連銘柄の上昇がけん引し、TOPIXは前月末比で0.95%上昇、日経平均株価は5.63%上昇していずれも終値ベースで過去最高値を更新しました。月初は、米国株高を受けて上昇してスタートしたものの、米国半導体株安を受けてAI・半導体関連銘柄の利益確定売りが目立ちました。中旬からは米国とイランの戦闘終結合意を受けて原油相場の下落とともに株式市場は上昇し、日経平均株価、TOPIXともに終値ベースで最高値を付けましたが、下旬にかけては米国半導体株の決算やAI関連投資の先行きに関するニュースなどをを受けて、株式市場は値動きの荒い展開が続きました。

#### [今後のポイント]

7月の日本株式市場は、力強い動きでスタートしているものの、AI・半導体関連株を中心に過熱感から高値警戒感が強く、物色の対象が金融などの景気敏感株や自動車などの割安株に広がる動きも見られます。6月の日銀金融政策決定会合はサプライズのない内容となりましたが、月末にかけてはECB(欧州中央銀行)理事会、FOMC(米連邦公開市場委員会)、日銀金融政策決定会合が続き、長期金利の動向に敏感に反応する動きが予想されます。また月末にかけては四半期決算の発表が控えており、米国・イラン和平合意が企業業績にどの時期にどのような形で寄与するのか、原材料・最終製品価格、需要の見通しなどが注目点になると考えられます。中長期的な見通しを中心に、外部環境への変化対応力にも目配りしていく方針です。

(※将来の市場環境の変動等により、上記の内容が変更される場合があります。)

- ◆構成比は実質比率(マザーファンドの組入比率×マザーファンドにおける当該資産の組入比率)です。
- ◆株式への投資と同様な効果をもたらす証券がある場合、株式に含めています。業種は東証33業種分類で表示しています。
- ◆コメントの内容は、市場動向や個別銘柄の将来の動きを保証するものでも、その推奨を目的としたものでもありません。表で示した組入銘柄は、特定の銘柄の勧誘や売買の推奨等を目的としたものではなく、その価格動向を示唆するものでもありません。

## 投資リスク

### [基準価額の変動要因]

- ファンドは、実質的に株式等に投資しますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている株式の価格変動等により変動し、下落する場合があります。
- したがって、投資者の皆様が投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。

|                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|--------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 株式投資リスク<br>(価格変動リスク、<br>信用リスク) | <ul style="list-style-type: none"> <li>●ファンドは、実質的に株式に投資しますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている株式の価格変動の影響を受けます。</li> <li>●株式の価格は、政治経済情勢、発行企業の業績・信用状況、市場の需給等を反映して変動し、短期的または長期的に大きく下落することがあります。</li> <li>●株式の発行者に経営不振もしくは債務不履行等が生じた場合、またはそれらが予想される局面となった場合には、当該株式の価格は大きく下落することがあります。このような場合には、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。</li> </ul> |
|--------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

### [その他の留意点]

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。

## ファンドの特色

＜詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)でご確認ください＞

### ●主にわが国のナンバーワン企業の株式に投資します

### ●毎月決算を行い、収益分配方針に基づき分配を行います

- 毎月 20 日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配を行います。
  - 一分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
  - 一収益分配金額は、基準価額の水準および市況動向等を勘案して委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。
  - 原則として決算時の基準価額が 1 万円を超えている場合は、1 万円を超える部分の額の範囲内で分配金額を決定します(1 万円を超える部分の額が少額の場合には、分配を行わないこともあります)。
  - 4 月および 10 月の決算時においては、上記に加えて利子・配当等収益を勘案したうえで、分配金額を決定します。
  - 一留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

※ファミリーファンド方式で運用を行います。

※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

## [収益分配金に関する留意事項]

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

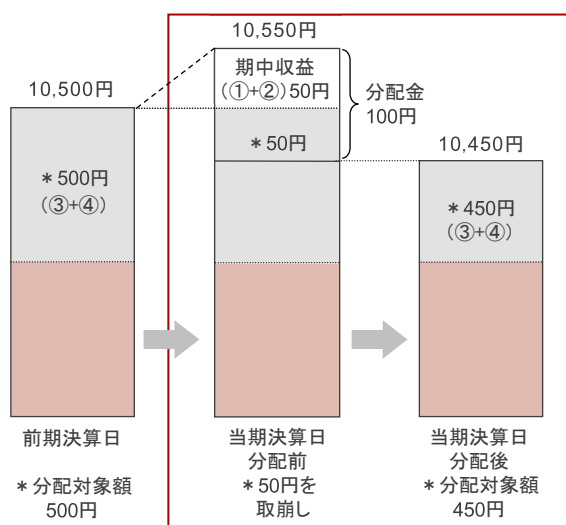
### 投資信託で分配金が支払われるイメージ



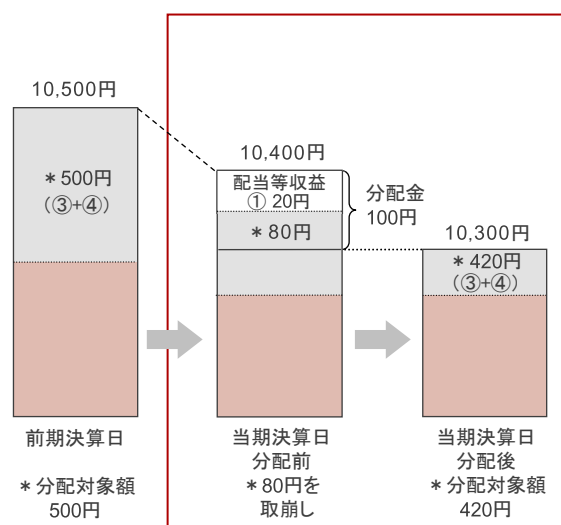
分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

### 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

#### 前期決算日から基準価額が上昇した場合



#### 前期決算日から基準価額が下落した場合

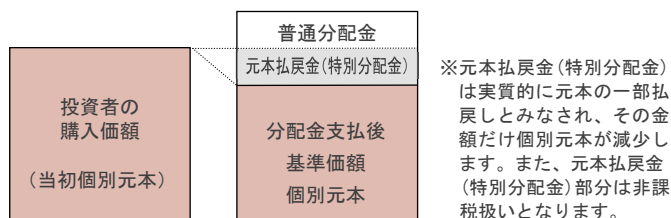


(注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

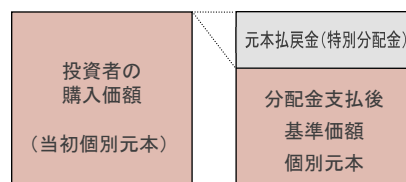
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

#### 分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



#### 分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金: 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注)普通分配金に対する課税については、「手続・手数料等」の「税金」をご参照ください。

## 手続・手数料等

### [お申込みメモ]

|      |                                                                                                                                         |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 購入単位 | 販売会社が定める 1 円または 1 口(当初元本 1 口=1 円)の整数倍の単位とします。                                                                                           |
| 購入価額 | 購入申込受付日の基準価額とします。(ファンドの基準価額は 1 万口当たりで表示しています。)                                                                                          |
| 換金価額 | 換金申込受付日の基準価額とします。                                                                                                                       |
| 換金代金 | 原則として換金申込受付日から起算して 4 営業日目からお支払いします。                                                                                                     |
| 換金制限 | 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。                                                                                                  |
| 信託期間 | 2009 年 1 月 30 日(当初設定日)から無期限とします。                                                                                                        |
| 繰上償還 | 受益権の口数が 10 億口を下回ることとなった場合等には信託が終了(繰上償還)となる場合があります。                                                                                      |
| 決算日  | 毎月 20 日(休業日の場合は翌営業日)とします。                                                                                                               |
| 収益分配 | 年 12 回の決算時に、収益分配方針に基づき分配を行います。<br>※ファンドには収益分配金を受取る「一般コース」と収益分配金が税引後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。 |

### [ファンドの費用]

| 投資者が直接的に負担する費用      |                                                                                                                                                                 |         |          |
|---------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|----------|
| 購入時手数料              | 3.3%(税抜3.0%)の手数料率を上限として、販売会社が独自に定める率を購入価額に乗じて得た額とします。<br>(詳しくは、販売会社にてご確認ください。)                                                                                  |         |          |
| 信託財産留保額             | ありません。                                                                                                                                                          |         |          |
| 投資者が信託財産で間接的に負担する費用 |                                                                                                                                                                 |         |          |
| 運用管理費用<br>(信託報酬)    | 毎日、信託財産の純資産総額に年1.595%(税抜1.45%)の率を乗じて得た額とします。<br>運用管理費用(信託報酬)は毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。<br>[運用管理費用(信託報酬)の配分(税抜)]                        |         |          |
|                     | 委託会社                                                                                                                                                            | 販売会社    | 受託会社     |
|                     | 年率 0.7%                                                                                                                                                         | 年率 0.7% | 年率 0.05% |
| その他の費用・<br>手数料      | 毎日計上される監査費用を含む信託事務に要する諸費用(信託財産の純資産総額の年率0.055%(税抜0.05%)相当を上限とした額)ならびに組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等(これらの費用等は運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。))は、そのつど信託財産から支払われます。 |         |          |

※当該費用の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

### [税金]

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時期                | 項目            | 税金                                                    |
|-------------------|---------------|-------------------------------------------------------|
| 分配時               | 所得税<br>および地方税 | 配当所得として課税<br>普通分配金に対して <b>20.315%</b>                 |
| 換金(解約)時<br>および償還時 | 所得税<br>および地方税 | 譲渡所得として課税<br>換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して <b>20.315%</b> |

※外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は、当資料発行日現在のもので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。



## 委託会社、その他の関係法人の概要

|        |                                                                                         |                                                                                         |                                                                                     |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 委託会社   | ピクテ・ジャパン株式会社(ファンドの運用の指図を行う者)<br>金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第380号<br>加入協会: 一般社団法人資産運用業協会、日本証券業協会 | 【ホームページ・携帯サイト(基準価額)】<br><a href="https://www.pictet.co.jp">https://www.pictet.co.jp</a> |  |
| 受託会社   | 三菱UFJ信託銀行株式会社(ファンドの財産の保管および管理を行う者)<br>〈再信託受託会社: 日本マスタートラスト信託銀行株式会社〉                     |                                                                                         |                                                                                     |
| 投資顧問会社 | ピクテ・アセット・マネジメント・リミテッド、ピクテ・アセット・マネジメント・エス・エイ(マザーファンドの株式等の運用に関する助言・情報提供を行う者)              |                                                                                         |                                                                                     |
| 販売会社   | 下記の販売会社一覧をご覧ください。(募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求受付ならびに収益分配金、償還金および一部解約代金の支払いを行う者)                 |                                                                                         |                                                                                     |

## 販売会社一覧

### 投資信託説明書(交付目論見書)等のご請求・お申込先

| 商号等                                     |          |                  | 加入協会    |               |                 |                    |
|-----------------------------------------|----------|------------------|---------|---------------|-----------------|--------------------|
|                                         |          |                  | 日本証券業協会 | 一般社団法人資産運用業協会 | 一般社団法人金融先物取引業協会 | 一般社団法人第二種金融商品取引業協会 |
| アイザワ証券株式会社                              | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第3283号 | ○       | ○             |                 | ○                  |
| いちよし証券株式会社                              | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第24号   | ○       | ○             |                 |                    |
| 株式会社SBI証券 (注1)                          | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第44号   | ○       | ○             | ○               | ○                  |
| 四国アライアンス証券株式会社                          | 金融商品取引業者 | 四国財務局長(金商)第21号   | ○       |               |                 |                    |
| 静銀ティーエム証券株式会社                           | 金融商品取引業者 | 東海財務局長(金商)第10号   | ○       |               |                 |                    |
| 東海東京証券株式会社 (注2)                         | 金融商品取引業者 | 東海財務局長(金商)第140号  | ○       | ○             | ○               | ○                  |
| 東洋証券株式会社                                | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第121号  | ○       |               |                 | ○                  |
| 浜銀TT証券株式会社                              | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第1977号 | ○       |               |                 |                    |
| 百五証券株式会社                                | 金融商品取引業者 | 東海財務局長(金商)第134号  | ○       |               |                 |                    |
| 松井証券株式会社                                | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第164号  | ○       |               | ○               |                    |
| マネックス証券株式会社                             | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第165号  | ○       | ○             | ○               | ○                  |
| 楽天証券株式会社                                | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第195号  | ○       | ○             | ○               | ○                  |
| 株式会社イオン銀行<br>(委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)   | 登録金融機関   | 関東財務局長(登金)第633号  | ○       |               |                 |                    |
| 株式会社伊予銀行                                | 登録金融機関   | 四国財務局長(登金)第2号    | ○       |               | ○               |                    |
| 株式会社SBI新生銀行<br>(委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券)   | 登録金融機関   | 関東財務局長(登金)第10号   | ○       |               | ○               |                    |
| 株式会社SBI新生銀行<br>(委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社) | 登録金融機関   | 関東財務局長(登金)第10号   | ○       |               | ○               |                    |
| 株式会社香川銀行                                | 登録金融機関   | 四国財務局長(登金)第7号    | ○       |               |                 |                    |
| 株式会社滋賀銀行 (注3)                           | 登録金融機関   | 近畿財務局長(登金)第11号   | ○       |               | ○               |                    |
| スルガ銀行株式会社                               | 登録金融機関   | 東海財務局長(登金)第8号    | ○       |               |                 |                    |
| 株式会社徳島大正銀行                              | 登録金融機関   | 四国財務局長(登金)第10号   | ○       |               |                 |                    |
| 株式会社百五銀行                                | 登録金融機関   | 東海財務局長(登金)第10号   | ○       |               | ○               |                    |
| 株式会社百十四銀行                               | 登録金融機関   | 四国財務局長(登金)第5号    | ○       |               | ○               |                    |
| 株式会社山形銀行                                | 登録金融機関   | 東北財務局長(登金)第12号   | ○       |               |                 |                    |
| 株式会社横浜銀行                                | 登録金融機関   | 関東財務局長(登金)第36号   | ○       |               | ○               |                    |

(注1) 株式会社SBI証券は、上記の他に一般社団法人日本STO協会・日本商品先物取引協会にも加入しております。

(注2) 東海東京証券株式会社は、上記の他に一般社団法人日本STO協会にも加入しております。

(注3) 株式会社滋賀銀行では、新規販売は行っておりず解約のみ受付けております。

### 当資料をご利用にあたっての注意事項等

●当資料はピクテ・ジャパン株式会社が販売を目的として作成した資料であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。取得の申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書(交付目論見書)等を必ずご確認のうえ、最終的な投資判断はご自身で行ってください。●投資信託は値動きのある有価証券等に投資するため、基準価額は変動します。外貨建資産の場合は為替変動リスクもあります。したがって、投資者の皆さまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失が生じ、投資元本を割り込むことがあります。運用による損益は、すべて投資者の皆さまに帰属します。●当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成していますが、その正確性、完全性、特定の目的への適合性を保証するものではありません。記載内容は作成日現在のものであり、予告なく変更される場合があります。また、過去の実績は、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。●投資信託は預金等ではないため、元本および利回りの保証はなく、預金保険機構または保険契約者保護機構の対象ではありません。また、登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。●当資料の内容は、法務、会計、税務、経営、投資その他に係る助言を目的としたものではありません。●当資料に掲載されている内容に関する著作権その他の知的財産権は、原則として、当社、ピクテ・グループまたは正当な権利者に帰属します。無断での使用、複製、転載、改変、翻訳、配布等は禁止されています。マーケット・データのご利用に関する詳細は、当社ウェブサイト「会社情報」の「運用・方針等」内の「マーケット・データ利用規約」をご参照ください。